

横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>○横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月31日 規則第46号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p>（個人情報取扱事務の届出）</p>	<p>○横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月31日 規則第46号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び条例の例による。 （適用除外とされる行政文書を管理する市の施設）</p> <p>第3条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号の規定により市長が指定する施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市史資料室 (2) 横浜市市民情報センター (3) 横浜美術館 (4) 横浜こども科学館 (5) 横浜市歴史博物館 (6) 横浜都市発展記念館 (7) 横浜ユーラシア文化館 (8) 横浜開港資料館 (9) 横浜市立図書館 (10) 公立大学法人横浜市立大学学術情報センター (11) 公立大学法人横浜市立大学医学情報センター <p>（個人情報取扱事務の届出）</p>	

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務
- (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱う事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。）

2 条例第6条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務開始年月日
- (2) 電子計算機処理の有無
- (3) 電子計算機の結合の有無
- (4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無

（電子計算機処理の制限の適用除外）

第4条 条例第12条第1項ただし書に規定する規則で定める電子計算機処理は、次のとおりとする。

- (1) 専ら文章を作成するための電子計算機処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容を記録するための電子計算機処理
- (3) 製版その他の専ら印刷物を製作するための電子計算機処理
- (4) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うため

第4条 条例第4条第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務
- (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱う事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。）

2 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該届出を行う課等の名称
- (2) 当該届出に係る事務の概要
- (3) 事務開始年月日
- (4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無
- (5) 関連する個人情報ファイル簿がある場合は、そのファイル番号
（審議会への報告）

第5条 条例第5条第1項の規定による報告は、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要があると認める場合にあつては事前に、それ以外の場合にあつては事後に行うものとする。

条例規定廃止

の電子計算機処理

(個人情報ファイルの保有等に関する届出)

第5条 条例第18条第1項第9号の規則で定める事項は、個人情報ファイルの保有開始の予定年月日とする。

2 条例第18条第2項第8号の規則で定める数は、1,000人とする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 実施機関は、個人情報ファイル(条例第19条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 実施機関は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

3 実施機関は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

(個人情報ファイル簿への掲載)

第7条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第7項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第7項第1号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(個人情報ファイル簿への掲載の適用除外)

第8条 条例第19条第2項第3号の規則で定める個人情報ファイルは、条例第2条第7項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第19条第1項の規定による公表に係る条例第2条第7項

条例規定廃止

法定事項

条例規定廃止

第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(代理人による本人開示請求)

第9条 条例第20条第2項に規定する規則で定める者は、本人から本人開示請求等に関する代理権を与えられた者とする。

(本人開示請求書)

第10条 条例第21条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 希望する開示の実施方法

(2) 代理人が開示を請求する場合にあっては、当該本人開示請求に係る本人の氏名及び住所又は居所

2 条例第21条第1項に規定する本人開示請求書は、個人情報本人開示請求書(第1号様式)とする。

3 条例第21条第2項に規定する規則で定めるところにより自己が本人開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として提示し、又は提出しなければならないものは、次のいずれかとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 健康保険被保険者証

(4) 個人番号カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該請求に係る本人であることを確認することができるもの

4 条例第21条第2項に規定する規則で定めるところにより自己が本人開示請求に係る保有個人情報の代理人であることを証明するために必

条例規定廃止

条例規定廃止

様式はすべて削除して、要綱で定めることとします。以下も同じ。

要な書類として提示し、又は提出しなければならないものは、当該代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか及び次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 未成年者の法定代理人にあつては、戸籍謄抄本その他法定代理人であることを証明する書類
- (2) 成年被後見人等に付された後見人等にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他代理人であることを証明する書類
- (3) 前条に規定する者にあつては、委任状及び当該請求等に係る本人の前項各号に掲げる書類のいずれか

5 前2項の規定は、保有個人情報の開示、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出について準用する。この場合において、これらの規定中「第21条第2項」とあるのは、保有個人情報の開示については「第31条第3項」と、訂正請求については「第35条第2項」と、利用停止請求については「第44条第2項」と、是正の申出については「第51条第2項」と読み替えるものとする。

(個人情報開示決定通知書等)

第11条 条例第25条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第25条第1項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書（第2号様式）
- (2) 条例第25条第1項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報一部開示決定通知書（第3号様式）
- (3) 条例第25条第2項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報非開示決定通知書（第4号様式）

(決定期間延長通知書)

第12条 条例第26条第2項に規定する書面は、決定期間延長通知書(第5号様式)とする。

(決定期限特例延長通知書)

第13条 条例第27条に規定する書面は、決定期限特例通知書(第6号様式)とする。

(事案移送通知書)

第13条の2 条例第29条第1項及び第40条第1項に規定する書面は、事案移送通知書(第6号様式の2)とする。

(第三者保護に関する手続)

第14条 条例第30条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、開示請求の年月日及び意見書の提出期限とする。

2 条例第30条第1項又は第2項の規定による通知は、個人情報の開示に対する意見照会書(第7号様式)により行うものとする。

3 実施機関は、条例第30条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第30条第1項又は第2項に規定する意見書は、個人情報の開示に対する意見書(第8号様式)とする。

5 条例第30条第3項の規定による通知は、個人情報の開示決定についての通知書(第9号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第15条 条例第31条第1項第3号の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関

(電磁的記録の開示方法)

第6条 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関

施行令第24条

が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの聴取

イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの視聴

イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ（実施機関が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧

ウ 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

オ 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの聴取

イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの視聴

イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ（実施機関が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧

ウ 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付

オ 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（条別表に規定する光ディスクをいう。）に複写したものの交付

(視聴又は閲覧の中止)

第16条 実施機関は、保有個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る保有個人情報が記録された行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。

(写しの交付部数)

第17条 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報が記録された行政文書の写しを交付するときの交付部数は、当該本人開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書1件につき1部とする。

(提出書類等の閲覧等の請求)

第17条の2 前2条の規定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、**第16条**中「実施機関は、保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「審査庁は、提出書類等(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項に規定する提出書類等をいう。以下同じ。)」と、「視聴又は閲覧」とあるのは「閲覧」と、「保有個人情報が記録された行政文書を」とあるのは「提出書類等を」と、「当該保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「当該提出書類等」と、**第17条**中「保有個人情報の開示」とあるのは「行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付」と、「当該保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「当該交付の請求に係る書類等」と、「写しを交付するとき」とあるのは「写し等」と、「本人開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「交付の請求に係る書類等」と読み替えるものとする。

(特例による開示を実施する個人情報)

(視聴又は閲覧の中止)

第7条 実施機関は、保有個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る保有個人情報が記録された行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。

(写しの交付部数)

第8条 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報が記録された行政文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書1件につき1部とする。

(提出書類等の閲覧等の請求)

第9条 前2条の規定は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、**第7条**中「実施機関は、保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「審査庁は、提出書類等(法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項に規定する提出書類等をいう。以下同じ。)」と、「視聴又は閲覧」とあるのは「閲覧」と、「保有個人情報が記録された行政文書を」とあるのは「提出書類等を」と、「当該保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「当該提出書類等」と、**前条**中「保有個人情報の開示」とあるのは「法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付」と、「当該保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「当該交付の請求に係る書類等」と、「写しを交付するとき」とあるのは「写し等」と、「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書」とあるのは「交付の請求に係る書類等」と読み替えるものとする。

(簡易な手続により提供できる保有個人情報)

第18条 市長は、条例**第32条第1項**の規定により、実施機関がその定める簡易な**方法**により**本人開示請求**ができる保有個人情報を選定したときは、当該保有個人情報の範囲、**開示手続**を行う期間及び場所並びに**開示の実施方法を告示する**ものとする。

(個人情報訂正請求書)

第19条 条例第35条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、代理人が訂正請求をする場合における当該訂正請求に係る本人の氏名及び住所又は居所とする。

2 条例第35条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書(第10号様式)とする。

(個人情報訂正決定通知書等)

第20条 条例第37条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第37条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書(第11号様式)

(2) 条例第37条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報一部訂正決定通知書(第12号様式)

(3) 条例第37条第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報非訂正決定通知書(第13号様式)

(訂正決定等の期限)

第21条 条例第38条第2項に規定する書面は、決定期間延長通知書(第5号様式)とする。

(訂正決定等の期限の特例)

第22条 条例第39条に規定する書面は、決定期限特例通知書(第6号様式)

第10条 市長は、条例**第6条**の規定により実施機関が**提供することが**できる保有個人情報の範囲、**手続**を行う期間及び場所並びに**提供の方法をあらかじめ公表する**ものとする。

公表規定に変更します。

条例規定廃止

条例規定廃止

条例規定廃止

条例規定廃止

とする。

(利用停止請求書)

第23条 条例第44条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書(第14号様式)とする。

(利用停止決定通知書等)

第24条 条例第46条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第46条第1項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(第15号様式)

(2) 条例第46条第1項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をしたとき 個人情報一部利用停止決定通知書(第16号様式)

(3) 条例第46条第2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定をしたとき 個人情報非利用停止決定通知書(第17号様式)

(利用停止決定等の期限)

第25条 条例第47条第2項に規定する書面は、決定期間延長通知書(第5号様式)とする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第26条 条例第48条に規定する書面は、決定期限特例通知書(第6号様式)とする。

(是正の申出)

第27条 条例第51条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、代理人が是正の申出をする場合における当該是正の申出に係る本人の氏名及び住所又は居所とする。

2 条例第51条第1項に規定する是正申出書は、個人情報取扱いの是正申

条例規定廃止

条例規定廃止

条例規定廃止

条例規定廃止

制度廃止

出書（第18号様式）とする。

3 条例第52条第3項に規定する書面は、個人情報取扱いの是正の申出に係る処理内容通知書（第19号様式）とする。

（交付に要する費用）

第27条の2 条例第52条の4に規定する交付に要する費用は、当該交付に係る書類等の写し等の作成及び送付に要する費用とする。

2 前項の作成に要する費用の額は、別表文書、図画及び写真の項に定めるとおりとする。この場合において、同表中「複写機により複写したもの」とあるのは、「複写機により複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を記載したもの」と読み替えるものとする。

3 第1項の送付に要する費用の額は、当該送付に要する郵便料金相当額とする。

4 第1項の費用は、交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（審査会に諮問した旨の通知）

第28条 条例第54条の規定による通知は、審査会諮問通知書（第20号様式）により行うものとする。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第29条 条例第59条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第59条に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第59条に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（委任）

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

（写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法）

第11条

条例第12条各項に規定する手数料は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第90条第3項の納付書により、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

行服条例を適用するため。

条例規定廃止

法施行令第28条第4項で納付方法について規則委任

別表（第27条の2第2項、第29条第1項）

【別記1 参照】

（備考）

- 1 マイクロフィルム及び電磁的記録の写し（電磁的記録にあつては、用紙に出力したものに限る。）を作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

第1号様式（第10条第2項）

（略）

第2号様式（第11条第1号）

（略）

第3号様式（第11条第2号）

（略）

第4号様式（第11条第3号）

（略）

第5号様式（第12条、第21条、第25条）

（略）

第6号様式（第13条、第22条、第26条）

（略）

第6号様式の2（第13条の2）

（略）

第7号様式（第14条第2項）

（略）

第8号様式（第14条第4項）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

条例に手数料を規定

様式は要綱で規定

(略)

第9号様式 (第14条第5項)

(略)

第10号様式 (第19条第2項)

(略)

第11号様式 (第20条第1号)

(略)

第12号様式 (第20条第2号)

(略)

第13号様式 (第20条第3号)

(略)

第14号様式 (第23条)

(略)

第15号様式 (第24条第1号)

(略)

第16号様式 (第24条第2号)

(略)

第17号様式 (第24条第3号)

(略)

第18号様式 (第27条第2項)

(略)

第19号様式 (第27条第3項)

(略)

第20号様式 (第28条)

(略)

【別記1】

現行

行政文書等の種類	写し等の作成の方法		金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したも	単色刷り	1枚につき 10円
	の（日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	多色刷り	1枚につき 50円
	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。）		実費
マイクロフィルム	用紙に印刷したもの		1枚につき 10円
電磁的記録	録音カセットテープに複写したもの		1巻につき 120円
	ビデオカセットテープに複写したもの		1巻につき 250円
	用紙に出力したもの（単色刷り）		1枚につき 10円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの		1枚につき 60円
	光ディスクに複写したもの	日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生す	1枚につき 70円

		ることが可能なもの	
		日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき 100円

改正後 (案)

表削除